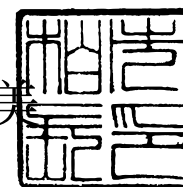


特別徴収義務者 様

重要

柏市長 太田和美



令和8年度 市民税・県民税・森林環境税 特別徴収義務者の指定について

給与所得等に係る市民税・県民税・森林環境税の特別徴収につきましては、平素より多大の御協力をいただき厚く御礼申し上げます。

さて、貴事業所を地方税法第41条及び第321条の4並びに柏市税条例第45条の規定により、令和8年度特別徴収義務者に指定します。

なお、以下のとおり取り扱いに必要な関係書類を送付いたしますので、取扱要領に御留意のうえ一層の御協力をお願い申し上げます。

令和8年度 給与所得等に係る市民税・県民税・森林環境税特別徴収のしおり（令和8年6月分～令和9年5月分）

表紙 特別徴収義務者指定通知

- P 1 納入場所、納入金額の変更、納入方法のご案内
- P 2 取扱要領
- P 3～6 異動届出書、切替届出書の記入のしかた
- P 7 外国人を雇用する事業者の方へ
- P 8 給与支払報告・特別徴収に係る給与所得者異動届出書
- P 9 特別徴収切替届出（依頼）書
- P 10 特別徴収義務者の所在地・名称変更届出書
- P 11 納入書（裏面：退職所得に係る市民税・県民税納入申告書）
- P 12 退職所得に係る市民税・県民税特別徴収税額納入申告内訳書（裏面：記入例）
- P 13 ゆうちょ銀行・郵便局の指定通知書

※この冊子にある書類はすべて、柏市ホームページからダウンロードできます。

柏市

財政部 市民税課
特別徴収担当

〒277-8505 千葉県柏市柏五丁目10番1号
電話 04-7167-1111(代表)
内線 2337-2389-2697-2698

市町村コード：122173

柏市 特別徴収 検索

納入方法

◆同封の納入書で納入

○納入場所（窓口）

令和8年4月1日現在

柏市役所，柏市役所各出張所，柏市役所沼南支所，柏駅前行政サービスセンター	
銀行	千葉，千葉興業，京葉，東京スター
信用金庫	水戸，東京ベイ，東京東
信用組合	銚子商工
労働金庫	中央
農業協同組合	市川市，ちば東葛
ゆうちょ銀行・郵便局	千葉県，東京都，埼玉県，神奈川県，茨城県，群馬県，栃木県，山梨県のゆうちょ銀行・郵便局 ※関東地方と山梨県以外で納入希望の場合は、最終ページの「指定通知書」をご提出ください。

納入金額の変更について

退職・転勤・税額変更等で納入金額に変更が生じた場合は、納入書を手書き訂正してご利用ください。
(※領収証書・納入書・納入済通知書の3枚とも全て訂正してください。)

① 印字金額を抹消します

② 金額を記入します

記入例

納入金額	円
452,000	
納入金額	円
106,500	
納入延滞金	
納入合計額	円
106,500	

※税額変更後の納入書は送付しておりません。
金額訂正による納入にご協力ください。

◆地方税共通納税システム(eLTAX)で納入

詳細は eLTAX 公式サイトへ【<https://www.eltax.lta.go.jp/>】

※ 納入の際は **6桁の指定番号の入力**にご協力をお願いします。例：001403（先頭の0も省略せずに入力）

・自宅やオフィスから地方税の納入手続きを電子的に行うことや全国の自治体へまとめて納入することができます。

◆その他の納入方法 納入書の再発行が必要です！

① コンビニエントアで納入

② キャッシュレスで納入（クレジットカード，スマホアプリ等）

詳細は地方税お支払いサイト公式サイトへ

【<https://www.payment.eltax.lta.go.jp/pbuser>】

③ ペイジー納入（インターネットバンキング，ATM）

④ 共通納税対応金融機関で納入（例：みずほ銀行，三菱UFJ銀行，三井住友銀行等）

詳細は地方税共同機構公式サイトへ

【<https://www.eltax.lta.go.jp/kyoutsuunouzei/kinyukikan/ginkou/>】

◆各納入方法の詳細は，柏市公式サイトをご覧ください。

【<https://www.city.kashiwa.lg.jp/shuno/zeikin/osamerukata/nofusho.html>】

【納入書再発行申請方法】

・電話で申請

連絡先 04-7167-1122

・インターネットで申請

【<https://logoform.jp/form/Mx28/722980>】

【注意事項】

※毎年申請する必要があります。

※納入書の金額訂正ができません。

転勤・退職等で税額変更になった場合は再申請が必要です。



お問い合わせ先 柏市財政部収納課（連絡先）04-7167-1122

◎ 取扱要領

1. 特別徴収税額の通知について

給与所得等に係る市民税・県民税・森林環境税を特別徴収の方法で徴収する場合は、特別徴収義務者を經由して**5月31日**までに各納税義務者に税額等を通知することになっておりますので、**特別徴収税額通知書（納税義務者用）は開封せず直ちに納税義務者にお渡しください。**

2. 月割額の徴収と納入

特別徴収義務者は、特別徴収税額の月割額を6月から翌年5月まで毎月給与の支払いをする際に徴収し、**翌月10日まで**に表紙裏面に記載されている納入場所をご利用の上納入してください。なお、給与の支払いを受ける者が常時10人未満の特別徴収義務者には、「特別徴収税額の納期の特例」制度があります。詳しくは当課までご連絡ください。「**特別徴収税額の納期の特例**」の承認を受けている特別徴収義務者が11月分及び5月分で納入する場合には、納入書の納入金額の訂正をお願いします。

※ゆうちょ銀行・郵便局を利用される場合は、綴込みの指定通知書をゆうちょ銀行・郵便局へ提出してください。

3. 納期限までに税金が完納されない場合

特別徴収義務者が納期限までに月割額を納入しなかった場合は、納期限の翌日から納付日までの期間の日数に応じて計算された延滞金を加算して納付しなければなりません。（地方税法第326条）更に、税法の規定により、財産の差押処分を受けることになります。（地方税法第331条）

4. 退職所得の分離課税

退職所得の特別徴収については、納入書の裏面の退職所得に係る市民税・県民税納入申告書に内訳を記入し、**徴収した月の翌月10日までに**納入してください。

※納入先は、退職者が退職した年の1月1日現在における住所地の市区町村です。

※退職所得に対する税額計算方法等については、柏市のホームページ（退職手当等に係る市・県民税の計算方法）もご参照ください。

5. 特別徴収義務者の所在地・名称の変更

綴込みの特別徴収義務者の所在地・名称変更届出書を提出してください。

6. 給与所得者の異動と異動届出書について

(1)退職・転職等により異動が生じた場合には、**異動のあった月の翌月10日までに**異動届出書を提出してください。非課税者が退職・転勤等をする場合も同様です。（用紙が不足した場合は、写しをお取りになるか柏市のホームページからダウンロードしてご利用ください。）

(2) **1月1日から4月30日**までの間に退職した方に未徴収税額がある場合は、その**税額を一括徴収することが義務づけられています。**（法321の5②）

（一括徴収とは、特別徴収義務者が、退職者の未徴収税額の全部を最後の給与等から差し引いて納入する方法です。）

一括徴収した場合は、一括徴収月の翌月10日までに未徴収税額の全部を納入してください。

上記の期間以外でも退職者の一括徴収にご協力ください。

(3)**異動届出書の提出先は、給与所得者の1月1日現在住所地の市区町村長です。ただし、特別徴収の指定を受けている市区町村と給与支払報告書を提出した市区町村が異なるときは、両方の市区町村長に提出してください。**（例：前年度は他市で課税、新年度は柏市で課税）

(4)転勤・再就職等により、異動後の勤務先で引続き特別徴収を行う場合には、前勤務先で異動届出書の上段の事項を記入後、新勤務先に回付し、新勤務先では、下段（転勤等による特別徴収届出書）の事項を記入して、給与所得者の1月1日現在住所地の市区町村長に提出してください。

(5)**外国人が退職、帰国（出国）するときは、残りの住民税（特別徴収税額）の一括徴収または、納税管理人の選任にご協力ください。**

普通徴収記入例

給与支払報告 特別徴収に係る給与所得者異動届出書

御注意

※1「整理番号」の欄には、特別徴収税額通知書に記載された整理番号を記載してください。
 ※2「個人番号」の欄には、個人番号を記載してください。個人番号が不明な場合は、個人番号を記載せず、新勤務先へ送付をお願いします。
 ※3「異動の事由」の欄には、退職した年の1月から退職時までの給与支払額・控除社会保険料を記載してください。

◎異動があった場合は、翌月の10日までに提出して下さい。

R 7		R 8			
F		F		F	
非課税		非課税		非課税	
他市課税		他市課税		他市課税	
特別徴収義務者番号		0 0 0 0 0 0		※市町村ごとに異なります	
整理番号		0 0 0 1			
連絡先の氏名及び所属課、係名並びに電話番号		課・係 人事課		氏名 千葉 花子	
		氏名		電話 00-××××-0000 (内線 123)	
		電話			
受給者番号		フリガナ		カシワ タロウ	
1234		氏名		柏 太郎 (旧姓)	
生年月日		昭和 平成 60 年 1 月 1 日		異動年月日 ●●・9・30	
個人番号		× × × × × × × × × × × × × × × ×		(ア) 特別徴収税額 (年税額) 120,000 円	
1月1日現在の住所		千葉県柏市〇〇1-2-3		(イ) 徴収済額 6月から9月まで 40,000 円	
給与の支払を受けなくなった後の住所				(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ) 80,000 円	
◎給与の支払を受けなく		1. 異動 ()		9月末で退職した給与所得者の未徴収税額を、10月から普通徴収に変更する場合。	
一括徴収の理由		2. 異動 ()		(ア) 特別徴収税額 (年税額) 120,000 円	
徴収予定				(イ) 徴収済額 40,000 円 (6月から9月)	
				(ウ) 未徴収税額 80,000 円 (10月から5月)	
◎転勤(転職)等による特		新しい勤務先の特別徴		↑ 普通徴収税額	
新しい勤務先の住所 (居所) 又は所在地		〒		月分から徴収し、納入します。	
フリガナ		氏名及び所属課、係名並びに電話番号		新規の場合は、いずれかを○で囲んでください。	
氏名又は名称		氏名		納入書 要 ・ 不要	
代表者の職氏名		電話		(内線)	
法人番号		受給者番号			
				※市役所使用欄	
				納通・更正簿不要サイン <input type="checkbox"/>	
				リストOK <input type="checkbox"/>	
				簡易通知 <input type="checkbox"/>	
				納入書 <input type="checkbox"/>	
				しおり <input type="checkbox"/>	

◎ 1月1日から4月30日までの間に退職した人に未徴収税額がある場合には、一括徴収することが義務づけられています。

【提出先】 〒277-8505 千葉県柏市柏五丁目10番1号 柏市財政部 市民税課 特別徴収担当

退職した従業員の給与支払報告書を翌年1月末までに提出して下さい。

転勤記入例

給与支払報告 特別徴収に係る給与所得者異動届出書

R	7	R	8	
	F		F	
	非課税		非課税	
	他市課税		他市課税	

◎異動があった場合は、翌月の10日までに提出して下さい。

柏市長あて 令和●●年▲▲月××日提出		(特別徴収義務者) 給与支払者		住所(居所)又は所在地 〒123-4560 千葉県柏市△△1-2-3	特別徴収義務者番号 00000000	※市町村ごとに異なります	
フリガナ カブシキガイシャ マルマルバツバツショウジ		氏名又は名称 株式会社 ○○××商事		代表者の職氏名 代表取締役 柏 和郎	整理番号 0001	課・係 人事課	
個人番号※2 12345678901234		個人番号※2 12345678901234		個人番号※2 12345678901234	連絡先の氏名及び所属課、係名並びに電話番号 課・係 氏名 千葉 花子 電話 00-××××-0000 (内線 123)		
受給者番号 1234	フリガナ 氏名	カシワ 柏 太郎 (旧姓)	タロウ	異動年月日 ●●・9・30	特別徴収税額(年税額) 120,000 円	徴収済額 6月から10月まで 9月まで 40,000 円	未徴収税額(ア)-(イ) 10月から5月まで 80,000 円
生年月日 昭和 平成 60年 1月 1日	個人番号※2 ××××××××××	1月1日現在の住所 千葉県柏市○○1-2-3	給与の支払を受けなくなった後の住所	異動の事由 1. 退職 ② 転勤 3. 合併 4. 休職	異動後の未徴収税額の徴収方法 ① 特別徴収継続 2. 一括徴収(1月分)	退職した年の1月から退職時までの給与支払額 2,000,000 円	控除社会保険料額 100,000 円

退職する給与所得者が、新しい会社で特別徴収をする場合。

◎給与の支払を受けなくなった後の月割額(未徴収税額)を一括徴収する場合は、次の欄にも記載してください。

一括徴収の理由 1. 異動が 年12月31日までで、申出があったため (月 日 申出) 2. 異動が 年1月1日以降で 特別徴収の継続の	相続人の氏名等 氏名 続柄
徴収予 柏市に指定番号がある場合は 記入してください。	新しい会社で特別徴収を開始する月を 記入してください。

10. その他(特別徴収不可)
※10. その他を選択された場合は、次のいずれかの理由を必ず選択してください。

- (普B)他の事業所で特別徴収(例:乙欄適用者)
- (普C)給与が少なく税額が引けない
- (普D)給与の支払が不定期
- (普E)事業専従者(個人事業主のみ対象)

◎転勤(転職)等による特別徴収届出書

新しい勤務先の特別徴収義務者指定番号 ×××××××	課・係 労務係	新しい勤務先では 10月分から徴収し、納入します。	※市役所使用欄 納通・更正簿不要サイン <input type="checkbox"/> リストOK <input type="checkbox"/>
新しい勤務先の住所(居所)又は所在地 〒987-6543 千葉県柏市●●3-2-1	氏名 千葉 太郎	新規の場合は、いずれかを○で囲んでください。 納入書 (要) ・ 不要	簡易通知 <input type="checkbox"/> 納入書 <input type="checkbox"/> しおり <input type="checkbox"/>
フリガナ バツバツドウサン	電話 00-××××-0000 (内線 987)		
氏名又は名称 ××不動産	連絡先の氏名及び所属課、係名並びに電話番号		
代表者の職氏名 代表取締役 柏 次郎			
法人番号 9876543210987	受給者番号 0009		

◎1月1日から4月30日までの間に退職した人に未徴収税額がある場合には、一括徴収することが義務づけられています。

【提出先】〒277-8505 千葉県柏市柏五丁目10番1号 柏市財政部 市民税課 特別徴収担当

※「整理番号」の欄には、特別徴収税額通知書に記載された整理番号を記載してください。
※「転勤、再就職等」により異動後の勤務先で引き続き「給与所得者」の欄の「個人番号」は、前勤務先で本人から番号の提供を受けたい場合は、前勤務先へ送付をお願いします。
※「退職」の場合は、退職した年の1月1日現在の住所を「給与の支払を受けなくなった後の住所」の欄に記載してください。
※「退職」の場合は、退職した年の1月1日現在の住所を「給与の支払を受けなくなった後の住所」の欄に記載してください。

退職した従業員の給与支払報告書を翌年1月末までに提出して下さい。

特別徴収切替届出(依頼)書

指定番号がある場合は記入
※新規の場合は記入不要

令和	所在地	〒	—	特別徴収義務者 指定番号 <small>※市町村ごとに異なります</small>	新規の場合 納入書(要・不要)
口座振替又は本人が納付書を使用して納付済の場合、納期未到来の未納付分のみ特別徴収へ切替可能です。納付済期については本人にご確認ください。 ※二重納付防止のため、納期未到来分の納付書を添付してください。 ※口座振替又は本人が納付書にて今年度分全額納付済の場合は、特別徴収に切替不要ですので、届出書の提出も不要です。				担当者 連絡先	課・係 人事課 氏名 千葉 花子 電話 00-XXXX-0000 (内線 123)

給与 所得者	フリガナ	カシワ タロウ	旧 姓	期別を○で囲んでください。 [1・②・3・4] 期以降を切替希望 ※普通徴収の納期限を過ぎたもの及び随時期分については、特別徴収への切替ができません。
	氏 名	柏 太郎		
	生年月日	昭和 11 年 1 月 1 日		
	受給者番号(又は社員番号)があれば記入			
	の住所			
	普通徴収 切替期別			
	特別徴収 開始予定月	8 月分 (9 月 10 日納期分) から特別徴収を開始します。		
	届出理由	① 入社 2. その他()		

特別徴収開始月を書いてください。
特別徴収開始月は柏市で指定するものではありません。
柏市で切替届出書を受付してから約10日で簡易的な通知書を送付しますので、給与計算時に徴収が可能な月を記載してください。

月割額 の連絡	必要な場合のみ記入してください。 月 日 までに通知書が必要 ※ 通知書が間に合わない場合のみ電話連絡します。
------------	---

至急連絡が必要な場合は、「月割額の連絡」欄に日付をご記入ください。

※ 既に納付済のものや口座振替の場合は不要です。 ※税額決定・納税通知書の送付は不要です。

【 注意事項 】

- 普通徴収の納期限を過ぎたものは、特別徴収への切替ができません。本人が納めるように必ずお伝えください。
※ 普通徴収の納期限は年4回あるため、特別徴収への切替は、2か月程度の余裕を持って行ってください。
(市町村ごとに通知の発送期日が異なるため)
- 特別徴収への切替期限は、第4期の納期限1月31日(土・日・祝日の場合は翌平日)までです。随時期分は切替できません。
- 65歳以上の方については、年金所得に係る税額を給与からの特別徴収に追加することはできません。
- 用紙が足りない場合は、写しをお取りになるか、柏市ホームページからダウンロードしてご利用ください。

【提出先】 〒277-8505 千葉県柏市柏五丁目10番1号 柏市財政部 市民税課 特別徴収担当

※市役所使用欄		処 理
特別徴収税額	円	
月分	円	
月分以降	円	
納通差し替え 口座 F キップ 簡易通知 納入書 特徴しおり	要・不要 有・無 1・2・3・4 送付済	確 認

外国人を雇用する事業者の方へ

外国人の従業員が退職・帰国する際に住民税の未納や還付金の受け取り漏れが発生しないように、以下の手続きに、ご協力をお願いいたします。

なお、日本人と外国人で手続の方法等が異なるものではありません。

(1) 残りの住民税（特別徴収税額）の一括徴収

本人から申出がある場合は、退職時に支給する給与や退職金から残りの住民税を一括して徴収することができます。

※ 1～5月に退職する場合は、申出の有無にかかわらず一括徴収を行っていただく必要があります。
(地方税法 321 条の 5 第 2 項)

(2) 納税管理人の選任

帰国する方で、日本から出国するまでの間に住民税を納めることができない場合は、出国する前に、日本に居住する方の中から、自身に代わり税金の手続きを行う方（納税管理人）を定められ、届出が必要です。

詳細は、総務省の HP 「外国人の方の個人住民税について」をご確認ください。

https://www.soumu.go.jp/main_content/000679115.pdf

御注意

給与支払報告書 特別徴収に係る給与所得者異動届出書

R	7	R	8	
	F		F	F
	非課税		非課税	非課税
	他市課税		他市課税	他市課税

◎異動があった場合は、翌月の10日までに提出して下さい。

※1 「整理番号」の欄には、特別徴収税額通知書に記載された整理番号を記載してください。
 ※2 「個人番号」の欄には、個人番号を記載してください。ただし、「給与所得者」の欄の「個人番号」は記載せず、新勤務先へ送付させていただきます。
 ※3 「住所」の欄には、給与を支払う住所を記載してください。ただし、「住所」の欄の「個人番号」は記載せず、新勤務先へ送付させていただきます。

令和 年 月 日提出	柏市長あて	住所(居所)又は所在地 〒 - フリガナ 氏名又は名称 代表者の職氏名 個人番号※2 又は法人番号	特別徴収義務者番号	整理番号	※1市町村ごとに異なります
受給者番号	フリガナ	特別徴収税額(年税額)	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額(ア)-(イ)	異動年月日
氏名	(旧姓)	円	月から 月まで	月から 月まで	
生年月日	昭和・平成 年 月 日		円	円	
個人番号※2					
1月1日現在の住所					
給与の支払を受けなくなった後の住所					

連絡先の氏名及び所属課、係名並びに電話番号	課・係 氏名 電話 (内線)	
異動の事由	異動後の未徴収税額の徴収方法	退職した年の1月から退職時までの給与支払額
1. 退職 2. 転勤 3. 合併 4. 休職 5. 育児休業 6. 長期欠勤 7. 死亡 8. 会社解散 9. 住所誤報 10. その他(特別徴収不可)	1. 特別徴収継続 2. 一括徴収(1月以降は必須) 月分で納入 (月 日納期限分) 3. 普通徴収(本人納付)	円 控除社会保険料額 円
※10. その他を選択された場合は、次のいずれかの理由を必ず選択してください。 1. (普B)他の事業所で特別徴収(例:乙欄適用者) 2. (普C)給与が少なく税額が引けない 3. (普D)給与の支払が不定期 4. (普E)事業専従者(個人事業主のみ対象)		

◎給与の支払を受けなくなった後の月割額(未徴収税額)を一括徴収する場合は、次の欄にも記載してください。

一括徴収の理由	1. 異動が 年12月31日までで、申出があったため(月 日 申出) 2. 異動が 年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため。	相続人の氏名等
徴収予定	徴収予定日 徴収予定額 上記(ウ)と同額 円	氏名 続柄 住所 電話

◎転勤(転職)等による特別徴収届出書

新しい勤務先の特別徴収義務者指定番号	新しい勤務先の住所(居所)又は所在地 〒 - フリガナ 氏名又は名称 代表者の職氏名 法人番号	連絡先の氏名及び所属課、係名並びに電話番号	課・係 氏名 電話 (内線)	新しい勤務先では ____月分から徴収し、納入します。 新規の場合は、いずれかを○で囲んでください。 納入書 要 ・ 不要	※市役所使用欄 納通・更正簿不要サイン <input type="checkbox"/> リストOK <input type="checkbox"/> 簡易通知 <input type="checkbox"/> 納入書 <input type="checkbox"/> しおり <input type="checkbox"/>
--------------------	--	-----------------------	--------------------------	--	--

◎1月1日から4月30日までの間に退職した人に未徴収税額がある場合には、一括徴収することが義務づけられています。

【提出先】〒277-8505 千葉県柏市柏五丁目10番1号 柏市財政部 市民税課 特別徴収担当

退職した従業員の給与支払報告書を翌年1月末までに提出して下さい。

特別徴収切替届出(依頼)書

令和 年 月 日 提出 柏 市長あて	給与 与 支 払 者 (特 別 徴 収 義 務 者)	所在地 (住 所)	〒 ー										特別徴収義務者 指定番号 <small>※市町村ごとに異なります</small>	新規の場合 納入書(要・不要)	
		フリガナ											担当者 連絡先	課・係	
		名 称 (氏 名)												氏名	
		代表者 職 氏 名												電話	(内線)
		法人番号													
給与 所得 者	フリガナ											普通徴収 切替期別	期別を○で囲んでください。 〔 1・2・3・4 〕 期以降を切替希望 ※普通徴収の納期限を過ぎたもの及び随時期分については、特別徴収への切替ができません。		
	氏 名	受給者番号 ()											特別徴収 開始予定月	月分 (月 日納期分) から 特別徴収を開始します。	
	生年月日	昭和・平成 年 月 日										届出理由		1. 入社 2. その他()	
	1月1日現在の住所	〒 ー											月 割 額 の 連 絡	必要な場合のみ記入してください。 月 日 までに通知書が必要 ※ 通知書が間に合わない場合のみ電話連絡します。	
	現在の住所	〒 ー ※1月1日現在の住所と異なる場合に記入してください。													

【 添付書類 】

普通徴収の納付書 (二重納付防止のため、残りの納付書(納期未到来分)を添付してください。)
 ※ 既に納付済のものや口座振替の場合は不要です。 ※税額決定・納税通知書の送付は不要です。

【 注意事項 】

- 普通徴収の納期限を過ぎたものは、特別徴収への切替ができません。本人が納めるように必ずお伝えください。
 ※ 普通徴収の納期限は年4回あるため、特別徴収への切替は、2か月程度の余裕を持って行ってください。
 (市町村ごとに通知の発送期日が異なるため)
- 特別徴収への切替期限は、第4期の納期限1月31日(土・日・祝日の場合は翌平日)までです。随時期分は切替できません。
- 65歳以上の方については、年金所得に係る税額を給与からの特別徴収に追加することはできません。
- 用紙が足りない場合は、写しをお取りになるか、柏市ホームページからダウンロードしてご利用ください。

【提出先】 〒277-8505 千葉県柏市柏五丁目10番1号 柏市財政部 市民税課 特別徴収担当

※市役所使用欄	
特別徴収税額	円
月分	円
月分以降	円
納通差し替え 口座 Fキップ 簡易通知 納入書 特徴しおり	要・不要 有・無 1・2・3・4 送付済

処 理
確 認

特別徴収義務者の所在地・名称変更届出書

		市役所使用欄		納・義・軽・事・法 ()				処 理		
				資・軽・特・法・事						
令和	給与支払者 (特別徴収義務者)	所在地 (住所)	〒 — ※届出時点での所在地・名称を記入してください。						特別徴収義務者 指定番号	※市町村ごとに異なります
年 月 日		名 称 (氏名)							担当者 連絡先	係
提出		代表者 氏名								氏名
柏 市長 あて		法人番号								電話

- ◆ 誤読を避けるため、必ずフリガナを記入してください。
- ◆ 代表者のみの変更の場合は、提出不要です。

変更年月日	年 月 日
-------	-------

事 項	変 更 前 (旧) ※変更項目のみ記入してください。	変 更 後 (新) ※変更項目のみ記入してください。
フリガナ		
所在地 (送付先)	〒 —	〒 —
フリガナ		
名 称		
電話番号	— — (内線)	— — (内線)
変更理由 (該当番号に○)	1. 事務所等移転(登記簿変更有) 2. 送付先変更 3. 社名(名称)変更 4. 法人成り 5. 個人事業化 6. 給与事務の統合【下欄を記入してください。】 7. 合併による変更【下欄を記入してください。】 8. 分割による変更【下欄を記入してください。】 9. その他()	

統合・合併・分割後の指定番号	1. 指定番号を新規に取得する。 ※ 別途、給与所得者異動届出書を必ず提出してください。	所在地	〒 —						
	2. 統合・合併・分割先の指定番号を使用する。 ※ 別途、給与所得者異動届出書を必ず提出してください。	フリガナ							
		名 称							
	指定番号	電話番号						— — (内線)	
	指定番号	法人番号							
	3. 旧特別徴収義務者の指定番号を継続使用する。	特別徴収義務者 指定番号							※市町村ごとに異なります

【提出先】 〒277-8505 千葉県柏市柏五丁目10番1号 柏市財政部 市民税課 特別徴収担当

市民税 退職所得に係る 県民税 納入申告書												
千葉県柏市長 あて										(受付印)		
令和 年 月 日提出												
令和 年 月分			人員			人						
退職手当等 支払金額			十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
特別 徴収 税額	市町村民税											
	道府県民税											
特別 徴収 義務者	住所(居住) 又は所在地											
	氏 名 又は名称											
	法人 番号											
地方税法第50条の5及び第328条の5第2項の規定により上記のとおり分離課税に係る所得割の納入について申告します。												

○納入書の書き方について

給与天引きした月割額は「給与分」、退職手当等に係る所得割は「退職所得分」の税額欄にそれぞれ記入してください。

○納入申告書について

左の納入申告書は、退職所得に係る市・県民税の特別徴収額を納入する際に必ず記入してください。

※特別徴収票または内訳書を別途提出して下さい。

○納入可能な金融機関・納入場所

千葉銀行 千葉興業銀行 京葉銀行
東京スター銀行
中央労働金庫 銚子商工信用金庫 水戸信用金庫
東京ベイ信用金庫
市川市農業協同組合 ちば東葛農業協同組合
ゆうちょ銀行・郵便局(関東各都県及び山梨県)
柏市役所 沼南支所 各出張所
柏駅前行政サービスセンター
(令和8年4月1日現在)

※上記以外の場所で納入希望の場合は、「給与所得等に係る市民税・県民税・森林環境税特別徴収のしおり」の1ページをご確認ください。

納入金額の変更方法について

税額に変更が生じた場合は、2本線で抹消し、変更後の金額を記入のうえお使いください。(領収証書・納入書・納入済通知書すべてに記入してください。)

退職所得に係る市民税・県民税特別徴収税額納入申告内訳書

令和 年 月 日提出	特別徴収義務者の所在地及び名称 〒 -	特別徴収義務者指定番号			
		担当者連絡先			
柏市長あて	法人番号又は個人番号				
徴収月	月	人数計	人	氏名	
納入年月日	年 月 日	納入税額計	円	電話 () -	

退職手当等の支払いを受ける者の住所及び氏名	退職手当等の総支払金額	勤続期間及び年数	特別徴収税額		摘 要
(住所)	円	自	市民税	円	
		至	県民税	円	
(氏名)	(役職名)	勤続年数	年	計	円
退職手当等の支払いを受ける者の住所及び氏名	退職手当等の総支払金額	勤続期間及び年数	特別徴収税額		摘 要
(住所)	円	自	市民税	円	
		至	県民税	円	
(氏名)	(役職名)	勤続年数	年	計	円
退職手当等の支払いを受ける者の住所及び氏名	退職手当等の総支払金額	勤続期間及び年数	特別徴収税額		摘 要
(住所)	円	自	市民税	円	
		至	県民税	円	
(氏名)	(役職名)	勤続年数	年	計	円

【記入例】

退職所得に係る市民税・県民税特別徴収税額納入申告内訳書

令和 8 年 8 月 6 日提出	特別徴収義務者の所在地及び名称 〒 277 - 0000 柏市 柏1-2-3-456号 株式会社 柏ABC不動産													特別徴収義務者指定番号					
														0	1	2	3	4	5
													担当者連絡先						
柏市 長あて	法人番号又は個人番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	1	2	3	係	総務部			
徴収 月	7 月		人 数 計					1 人					氏 名	柏 花子					
納入 年 月 日	令和 8 年 8 月 10 日		納 入 税 額 計					136,000 円					電 話	(04) 7111-1111					

退職手当等の支払いを受ける者の住所及び氏名	退職手当等の総支払金額	勤続期間及び年数		特別徴収税額		摘 要
(住所) 柏市 柏 12-34-56	14,223,632 円	自 H14. 4. 1	市民税	81,600 円		
		至 R 8. 7. 31	県民税	54,400 円		
(氏名) 柏 太郎	(役職名) 代表取締役	勤続年数	25 年	計	136,000 円	

- **法人番号又は個人番号** 欄について : 法人番号であれば13桁、(個人事業主の方で)個人番号であれば12桁(右詰め)を記入してください。
- 「令和8年分 退職所得の源泉徴収票・特別徴収票」に法人番号又は個人番号を記入し、柏市財政部 収納課(〒277-8505 柏市柏5-10-1)までご提出いただける場合は、こちらの「退職所得に係る市民税・県民税特別徴収税額納入申告内訳書」の提出は不要です。
- 退職手当等の支払いを受けるべき日(通常は退職した日)の属する年の、1月1日現在の住所地に送付してください。
例) 令和7年度住民税はM市で課税 → 令和8年1月1日住民票は柏市 → 令和8年2月1日N市へ住民票異動
→ 令和8年3月31日退職 ⇒ 柏市財政部 収納課へ提出

【お問い合わせ・提出先】

柏市財政部 収納課 電話番号 04-7167-1122(直通)

ゆうちょ銀行・郵便局の 指定について

特別徴収税額の納入にゆうちょ銀行・郵便局を利用される場合は、当市の金融機関として指定しなければなりませんので、右の「指定通知書」を利用されるゆうちょ銀行・郵便局名および日付を記載のうえ、当初納入される際そのゆうちょ銀行・郵便局に提出してください。

きりとり

指 定 通 知 書

貴店・局を地方税法第321条の5第4項の規定にもとづいて当市の市民税，県民税および森林環境税（特別徴収）取扱店・局に指定しましたから通知します。

1. 認 可 番 号 貯業2第4067号
2. 口 座 番 号 00170-6-960144
3. 加 入 者 名 柏市会計管理者
4. 取りまとめ店 ゆうちょ銀行東京貯金事務センター
(〒330-9794)

令和 年 月 日

株式会社ゆうちょ銀行

店長様

日本郵便株式会社

郵便局長様

千葉県柏市長 太 田 和 美

